

京都市立芸術大学日本伝統音楽研究センター図書管理要項

(平成24年4月1日理事長決定)

(目的)

第1条 本要項は、京都市立芸術大学図書管理要項（以下「管理要項」という。）第4条に基づき、日本伝統音楽研究センター（以下「センター」という。）が管理する図書について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本要項における図書とは管理要項第3条に定義されるものをいう。

(使用責任者補助者)

第3条 日本伝統音楽研究センター所長（以下「所長」という。）は、図書を管理するために使用責任者補助者を置き、専任教員をもって充てる。

(寄付受入れ)

第4条 京都市立芸術大学附属図書館長（以下「館長」という。）は、センターにおいて管理するための図書について、別に定めるところがある場合、その規定に基づき、所長が寄付の受入れを決定することを認める。

2 所長が寄付の受入れを決定した場合、すみやかに館長に報告しなければならない。

(取得、受入手続)

第5条 館長は、センターにおいて管理するための図書について、センターが購入又は寄付により取得した場合、センターにおいて受入手続することを認める。但し、管理要項第6条に準じて取得し、管理要項第7条及び第11条により受入手続するものとする。

(処分、除却)

第6条 館長は、センターにおいて管理する図書について、所長が処分及び除却を決定することを認める。但し、管理要項第14条及び第15条に掲げる基準に従うものとする。

2 処分及び除却を決定した場合、所長はすみやかに館長に報告しなければならない。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する